

平成22年9月13日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線) 室長 平嶋 壮州

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年8月27日から平成22年9月2日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/09/13)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年8月27日～9月2日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	3	0	0	0	3
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	33	108	1	0	0	142
職業安定局	174	60	34	1	3	272
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	1	5	0	0	0	6
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	1	0	0	1
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	208	176	36	1	3	424

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	67
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	253
法令遵守違反に関するもの	2
その他	102

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	大臣官房地方課
照会先	課長補佐 河西 直人(内線:7254) 企画第二係長 川村 寛 (内線:7250)

平成22年8月27日～9月2日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	3件	0件	0件	0件	3件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	3件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	民事の個別労使紛争について相談したところ、労働局長の助言・指導、あっせん制度があるとのことであるが、強制力のない任意の制度では、権利が実現されないのではないか。		ご意見を承った上、個別労働紛争解決制度は任意の制度ですが、強制力はなくとも解決に至ることがあることや、強制力のある訴訟等の前段階の簡易・迅速な制度としての性格及び意義があること等趣旨を説明し、ご理解を求めました。
2	過去に数回、助言及びあっせんを利用したが、いずれも解決しなかった。強制力を持たせるようにすべきであり、それが出来ないのであれば、このような制度は不要である。		個別労働紛争解決制度の趣旨、解決事例等を説明し、ご理解を求めました。
3	あっせん申請をしたが、相手側が不参加との回答であった。不参加回答書の開示を求めたいが、理由の箇所について開示されない可能性があるという説明を受けた。こちらの申請内容は相手側に伝わっているのだから、不参加の理由の開示が開示されないのはどうしてか。		あっせん不参加回答書の不参加理由については、行政機関等個人情報保護法第14条第3号の不開示情報(法人に関する情報であり、開示することにより当該法人の権利利益を害するおそれがある情報)に該当する可能性があり、この場合には開示することが出来ない旨説明しました。
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年8月27日～9月2日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	33 件	108 件	1 件	0 件	0 件	142 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	19 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	104 件
	法令遵守違反に関するもの	1 件
	その他	18 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	不況による経営状態の悪化により、労働者の賃金が支払われていない会社が多い。 もっと会社に対して監督指導をやって欲しい。	①	賃金未払等の労働基準法違反については、労働者の方からの申告や把握した情報などに基づいて適正に監督指導していること、また、指導しても支払わない等の重大悪質な事案に対しては司法処分を行うなど厳正に対応していることを説明し、情報提供のご協力を求めました。
2	賃金不払・解雇されて困っている人がたくさんいる。 労働基準監督署は、相談したその日にすぐ指導できないのか。	①	労働基準監督署では労働者の方からの申告があった場合に違反の事実を確認した上で指導する必要があることから、事業主への来署依頼、臨検監督を行うため、一定の日数を要することがあることなどを説明し、ご理解をいただきました。
3	屋外の仕事をやっている関係から、日中は暑く疲れやすいので、休憩時間を長くしたいと考えているが、法律上問題ないのか。	①	労働基準法は最低限の労働条件を定めたものであり、労働者の方の心身の疲労を回復する観点から、これを上回る条件で運用されることは望ましいものであるが、一方で、あまり長くすぎると労働者の方を長時間事業場に拘束しておくこととなるので配慮いただきたい旨を説明し、ご理解をいただきました。
4	臨検監督と言っても、事前に連絡もしないで会社に突然入ってくるのはおかしい。	①	事業場の臨検監督については、法定条件の履行確保のために、事業場のありのままの姿を確認させていただく必要があることを説明し、ご理解を求めました。
5	福岡県の地域別最低賃金が12円上がるとの新聞記事を見たが、これは、中小・零細企業の意見を汲み取っていないのではないか。	①	地方最低賃金審議会の委員構成や答申までの過程等について説明し、ご理解を求めました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	金融機関に労働保険の年更申告書を提出し、同時に保険料の納付を行ったが、金融機関で受け取るべき提出用の申告書が返戻されていた。 このようなことで手続が遅延となってはいけないと思う。	①	当該金融機関に対して、提出用の労働保険申告書を受け取るよう指導する旨説明し、ご理解をいただきました。
7	労災年金受給者であるが、スライド率変更の通知が来て、今年の年金額も引き下げられた。 私の労災年金はここ数年年金額が下がり続けているが、生活設計もあるのに一方的に減額されることについて納得できない。	①	労災年金の支給額については、毎月勤労統計調査の結果に基づく賃金水準の変動に応じた年金スライド率により、10月支払期より労災年金支給額を変更決定していること、近年の厳しい経済情勢を反映し、スライド率はマイナス傾向で推移していることについて説明し、ご理解を求めました。
8	ある事業場について法違反の申告があった場合、当該事業場のみの監督指導で終了するのではなく、同地域、同業種等の事業場についても監督指導をすべきではないか。	①	監督署では各種情報から、法定労働条件の履行確保上の問題があると考えられる事業場に対して、優先度などを勘案して監督指導を実施していること、また、ご指摘のように個別事業場に対する監督の結果、同業種等に同様の法違反が認められるおそれがある場合には、こうした状況を考慮して監督指導を実施することに努めている旨説明し、ご理解いただきました。
9	就業規則作成の参考としたいので、記載例が入ったパンフレットを作成してほしい。	①	労働局ホームページにおいて就業規則の記載例を掲示しており、印刷し活用できることなどを説明し、ご理解をいただきました。
10	未払賃金立替払制度について、倒産した会社の代わりに国が賃金を支払うという制度はおかしい。会社がこの制度を悪用しかねない。	①	「未払賃金立替払制度」は、企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者の救済を図るため、事業主に代わって未払賃金の一部を立替えるとともに、立替払によって代位取得した求償権を国が行使する制度であることから、事業主が賃金の支払義務を免れた訳ではないことなどを説明し、ご理解を求めました。 また、今後も会社に対して賃金不払に関する監督指導について適切に努めてまいります旨ご説明しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年8月27日～9月2日受付分

局課(室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 杉田 浩(内線5654) (直通:03-3502-6768)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	174 件	60 件	34 件	1 件	3 件	272 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	45 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	143 件
	法令遵守違反に関するもの	1 件
	その他	83 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限がある。改善してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	求人票には性別も記入していただきたい。		男女雇用機会均等法に基づき、労働者の募集および採用に当たっては、性別を理由とする差別は禁止されております。このため、ハローワークでは、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。
4	ハローワークインターネットサービスの入力方法等の変更により、操作がしにくくなった。元に戻してほしい。		新たな操作方法についてご案内するとともに、ハローワークインターネットサービスの入力方法等の変更により、処理件数の増加、視認性の向上、快適な動作環境の提供が可能になった旨ご説明しました。併せて、今回の変更は、利用者の声やアクセス件数を分析した上で、安全、安定的なサイト運営とユニバーサルデザインを実現する観点から行ったものである旨ご説明し理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	ハローワークの求人を増やして欲しい		現在、ハローワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
6	社会保険未加入と言うことで、求人が受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
7	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。
8	毎年8月に基本手当日額の再計算があり、日額が下がってしまったが、不満がある。		雇用保険の基本手当は、失業中の生活の安定を図ることを目的とするものであるため、労働者の平均給与額の変動比率に応じて、引き上げ又は引き下げを行うことにより、失業中の生活の安定の確保と再就職の支援に万全を期すこととしていることから、基本手当日額は毎年変更される旨ご説明し、ご理解いただきました。
9	ハローワークの庁舎内が暑いので、設定温度を低くしてほしい。		ハローワークを含む公共施設では、政府として取り組んでいる課題として、地球温暖化防止、CO2削減のため、空調設備の設定温度を28度程度にすることとしております。該当ハローワーク庁舎においても同様の対応が取られているところであり、ご要望に沿った対応は困難である旨ご説明し、ご理解いただきました。
10	ハローワークの駐車場が混んでいる。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年8月27日～9月2日受付分

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	5件	0件	0件	0件	6件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	3件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	改正育児・介護休業法に対応した就業規則について、厚生労働省ホームページへの掲載がわかりにくい。		厚生労働省ホームページへの掲載がわかりにくかった点についてはお詫びし、改正育児・介護休業法に対応した就業規則を整備していただく必要があることについてご説明し、ご理解いただきました。
2	中小企業子育て支援助成金を申請する予定の社会保険労務士から、事業主は助成金をあてにして育児休業をさせており、助成金の予算は削減すべきでないとの意見があった。		助成金の有無にかかわらず法に則った育児休業の実施を事業主に働きかけていただきたいことを説明した上で、財源が極めて厳しい現状にあることについて、ご理解を求めました。
3	中小企業子育て支援助成金について、平成20年度に制度が拡充され、対象となる育児休業取得者が5人まで支給されるようになったが、その人数のカウントの仕方をパンフレットやリーフレットに掲載するべきである。		貴重なご意見として承りました。
4	中小企業子育て支援助成金の要件について、以前は育休復帰後6か月以上の就労実績があれば申請できたが、現在では1年以上の継続勤務が必要であると変更されていることは納得できない。		制度の趣旨をご説明し、ご意見として承りました。
5	中小企業子育て支援助成金があるということをこれまで知らずにいたのは、周知の方法に問題があったのではないかと。		本助成金については制度創設時より、様々な方法で周知してきたことをご説明するとともに、貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	零細企業では男性に育児休業を取らせるようなゆとりはない。その人に替わる者はおらず助成金などではカバーできないことを知ってほしい。		法改正や助成金制度の趣旨についてご説明し、両立支援の重要性についてご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 三好(内線3313) 企画係長 岡野(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成22年8月27日～9月2日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	0件	1件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	今の日本は、高齢になっても働ける人もいるのに、定年という一言で退職しなければならない。年金の満額支給まで確実に働けるよう定年の年齢を引き上げるべきである。また、退職後、年金の満額支給までの間、国民健康保険だけでも毎月2万3千円もの保険料がかかり、生活は困窮している。定年を引き上げることができないのであれば、年金の支給開始年齢を引き上げるべきではない。		老齢厚生年金については、少子高齢化の進行に伴い、年金受給世代の給付と現役世代の負担のバランスを確保する必要性から、高齢者雇用の進展を見据えて、65歳まで支給開始年齢を引き上げることとしました。 なお、支給開始年齢が引き上げられた場合でも、60歳台前半での個別事情に対応するために、繰上受給制度を設けて、60歳からも一定の割合で減額された年金を受給することが可能です。 いずれにせよ、支給開始年齢のあり方は、新たな年金制度創設に向けた議論における重要な検討課題の一つと考えており、ご指摘の点については貴重なご意見として承りました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。